

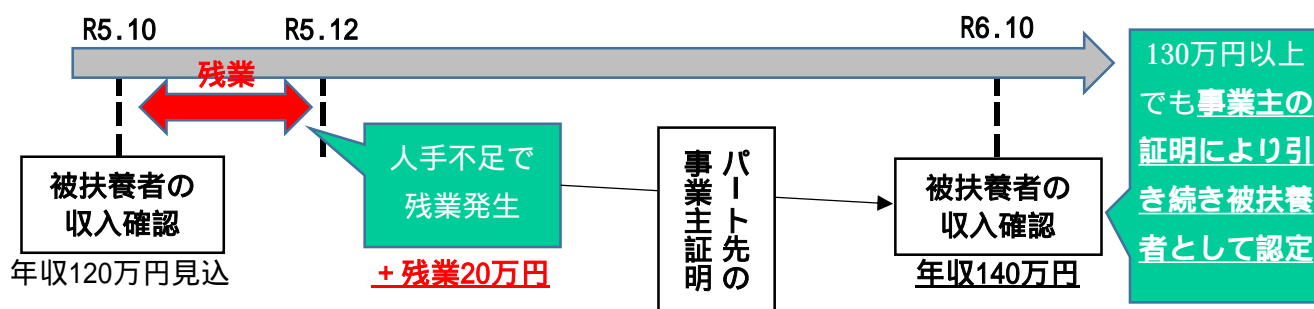
被扶養者の一時的な収入増の取扱いについて

被扶養者がパート・アルバイトなど雇用関係にある勤務先から給与収入を得ている場合、一時的にその基準を超過しても被扶養者を雇う事業主の証明により、引き続き被扶養者の認定を受けることができますようになりました。

「130万円の壁」への対応

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合



一時的収入増となった場合

パート・アルバイトで働く方が、人手不足で労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に超過した場合、通常提出する書類と併せて、**被扶養者を雇う事業主から「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」及び「雇用契約書」**を添付し、申請してください。

上記の申請により引き続き認定された方は、**連続2回(2年間)までを上限とし、申請の翌年「事業主証明等」の確認を実施いたします。**

詳細については、別紙「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化Q & A」及び「当健康保険組合における被扶養者の一時的な収入増の取扱いについて」をご覧ください

扶養認定は全ての提出書類を確認の上、総合的に判断いたしますので「事業主の証明」及び「雇用契約書」をもって必ず認定されることとはなりません。